

I C T活用証明書を発行する対象工種の拡大について

県土整備部では、令和7年4月1日以降に公告する工事から、I C T活用工事の更なる推進を目指すため、I C T活用証明書を発行する対象工種を拡大します。

1 証明書を発行する対象工種

証明書を発行する対象工種は青森県県土整備部ICT活用工事実施要領（港湾工事を含む）に定める全ての工種を対象とする。

2 証明書の発行区分

対象工種における全面活用及び部分活用の発行区分は別紙1を参照のこと。

3 適用年月日

令和7年4月1日以降に公告する工事

別紙 1 (ICT 活用証明書の発行区分について)

1. 施工プロセス

全面、部分活用は以下の施工プロセスの実施状況により区分する。

- | |
|---|
| ① 3次元起工測量
② 3次元設計データ作成
③ ICT 建設機械による施工
④ 3次元出来形管理等の施工管理
⑤ 3次元データの納品 |
|---|

2. 全面活用、部分活用の区分

ICT 活用工事実施要領 (4 ICT 施工技術の具体的内容) にて、工種毎に定める施工プロセスの「必須」、「任意」、「対象外」等に応じて、発行区分を以下のとおりとする。

【全面活用】

- ・ 上記①～⑤の施工プロセスを全て実施した場合 (「対象外」のプロセスは除く) を全面活用とする。
- ・ また、3次元起工測量及び設計データ作成において、別途業務等で実施したプロセスは除く。
- ・ なお、ICT 土工の「簡易型では省略可」の、簡易型の場合は部分活用とする。

【部分活用】

- ・ 上記①～⑤の施工プロセスのうち、③機械施工を含む2つ以上のプロセスを実施した場合 (対象外を除く) を部分活用とする。
- ・ ただし、法面工等、③機械施工が対象外となっている工種は、④3次元出来形管理等の施工管理を含む2つ以上のプロセスとする。

3. その他

1 工事内で複数工種の ICT 活用工事を提案する場合は、施工プロセスの最も多い工種にて評価する。